

令和3年度第3回 西宮市都市計画審議会

【令和3年11月8日（月）午前10時02分から午前10時30分】

議 題	内 容
<p>議案第1号</p> <p>審議結果</p> <p>主な質問等</p>	<p>阪神間都市計画生産緑地地区の変更（西宮市決定）について【付議】 （上山口・丸山区画15生産緑地地区ほか11地区）</p> <p>今後、本案の縦覧を行い、その結果、意見書の提出があった場合は再度審議することとし、意見書の提出が無ければ、本案について都市計画決定の手続きを進めることを承認する。</p> <p>○ <u>土地を買い取るというのは不可能であるが、借りて農業をしたいというふうな若い人がいる場合に、借りて農業をすることが可能なのか。</u></p> <p>【当局回答】 都市農地貸借法により貸農園等を行うことが可能となっているので、マッチングを行うことにより、農地の保全を図ってきたい</p> <p>○ <u>今若い方で農業に関心があって、農業をしたいという方がいると思うが、なかなかその土地を自分で買って農業するというのが金銭的にも不可能なので、こういった制度があるということ</u> <u>を広く市民の方に周知していただき、市としても、生産緑地、農地を守っていくように、進めていただきたい（意見のみ）</u></p>
<p>報告第1号</p> <p>主な質問等</p>	<p>西宮市景観計画の改定について【報告】</p> <p>○ <u>リゾ鳴尾浜周りも推進地区の指定は可能なのか</u></p> <p>【当局回答】 リゾ単体の景観が、周りの企業の方々へ景観配慮を促すものであれば指定も可能であるが、現在のところは景観マスタープランで示す臨海ゾーンの工業エリアの景観指針で対応したい。</p>